

香美町水道事業経営戦略  
(令和2年度改定)

団体名：兵庫県香美町

事業名：水道事業

策定日：平成29年3月 (令和2年度改定)

計画期間：平成29年度～令和8年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	昭和29年4月1日	計画給水人口	18,334人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部適用)	現在給水人口	18,873人
		有収水量密度	0.72 千 $m^3$ /ha

## ② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	16	管路延長 262 千m
	配水池設置数	66	
施設能力	16,390 $m^3$ /日	施設利用率	48.5 %

## ③ 料金

料金体系の概要・考え方	◎1か月あたりの料金(基本料金+従量料金+消費税) 口径別基本料金: 13mm 650円、20mm 1,050円、25mm 1,300円、30mm 1,750円、 40mm 2,250円、50mm 3,450円、75mm 4,050円、100mm 8,400円 従量料金: 10 $m^3$ まで 58円/ $m^3$ 、10 $m^3$ を超え30 $m^3$ まで112円/ $m^3$ 、 30 $m^3$ を超え100 $m^3$ まで140円/ $m^3$ 、100 $m^3$ を超える156円/ $m^3$	◎考え方 平成17年度の3町合併後、旧3町で大きな差がある料金について、段階的に統一を図ることとし、平成20年、平成23年、平成26年の3回の改定を行った。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年7月1日	

## ④ 組織

◎職員数は8名で内訳は以下のとおり 課長…1名(給与費0.5) 管理係…副課長:1名、主事:1名 料金関係…主査:1名(給与費0.5) 村岡地域局…主査1名(給与費0.5) 施設係…主幹2名、主査:1名 ※(給与費0.5)の職員は、下半期における給与を、下水道事業企業会計より支弁している。	◎運営組織 本町の水道事業は、上下水道課が所管している。 上下水道課は、水道事業及び下水道事業の効率的な運営に資することを目的として、平成20年度に水道課と下水道課を統合し、設置された組織である。
---	--

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

◎組織の統合 平成20年度 水道課と下水道課を統合した。
◎民間活用 平成23年度から、水道施設の保守点検業務を委託している。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

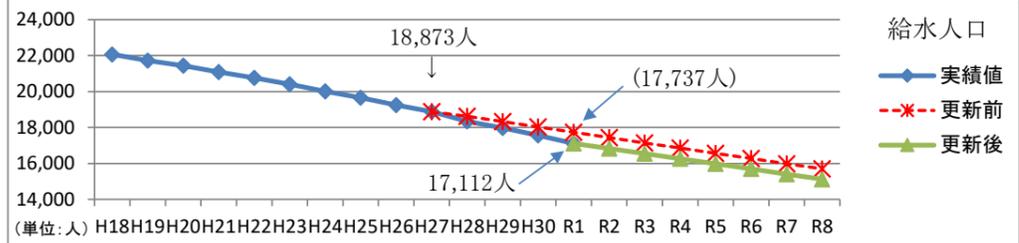
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり

## 2. 将来の事業環境

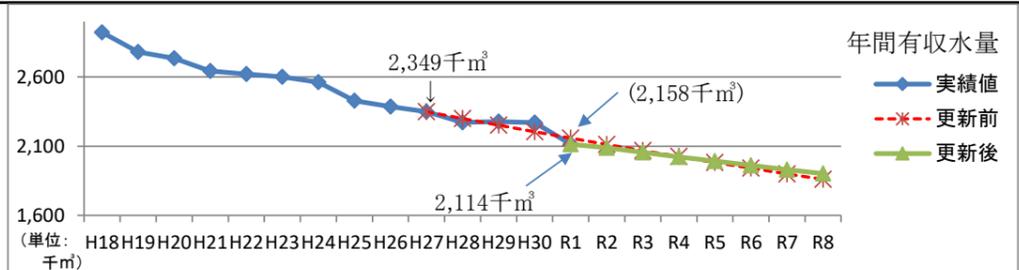
### (1) 給水人口の予測

給水人口は、少子高齢化の急速な進展によって減少を続けており、今後もこの傾向は継続するものと考えられます。  
令和元年度では、予測値17,737人に対し、実績値17,112人となり、△625人の乖離が生じており、香美町人口ビジョン第2版(R1.10策定)を基礎に、令和2年度以降を算出しています。(減少率 △1.5% → △1.7%)



### (2) 水需要の予測

水需要は、給水人口の減少と同様に減少してきています。今後については、給水人口の減少とともに、節水意識の高揚や節水型機器の普及などからも、減少するものと思われます。  
令和元年度では、予測値2,158千 $\text{m}^3$ に対し、実績値2,114千 $\text{m}^3$ となり、△44千 $\text{m}^3$ の乖離が生じており、平成27年度から令和元年度の消雪による冬季利用の特殊要因を除いた平均減少率を基礎に、令和2年度以降を算出しています。(減少率 △1.9% → △1.4%)

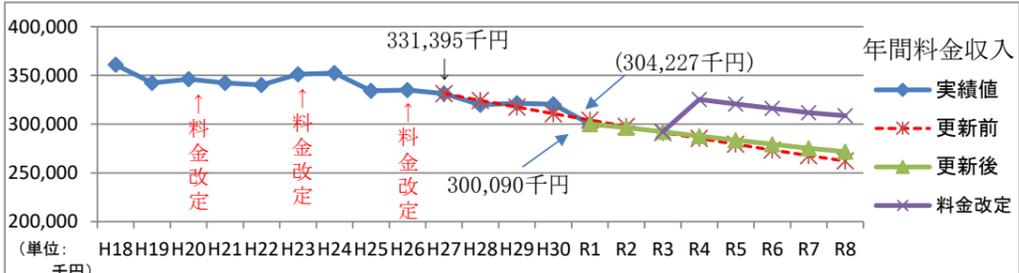


### (3) 料金収入の見通し

平成17年4月1日、3町合併後、旧町間の料金格差の解消と、経営健全化を図るため、平成20年度に一次改定、平成23年度に二次改定、平成26年度に3次改定を行い、町内の料金統一を行ったところ。令和元年度では、予測値304,227千円に対し、実績値300,090千円となり、△4,137千円の乖離が生じており、有収水量等の推計を基に、令和2年度以降を算出しています。(減少率 △1.9% → △1.4%)

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた基本料金の減免を実施していることから、減免相当額を加算しています。(減免額:24,808千円)

料金改定については、現行料金体系のままでいくと、令和4年度に留保資金がマイナスとなることが見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、改定時期を令和4年度に延期することとしました。



### (4) 施設の見通し

水道施設は、簡易水道・小規模水道が多いことから、統合等による維持管理施設の削減、経営の効率化による経営基盤の強化を図るため、平成23年度から守柄簡易水道及び長井簡易水道の一部(加鹿野地区)を上水道に統合、村岡中区簡易水道においては、日影浄水場の廃止、小代簡易水道においては、取水場所の変更を実施しています。

今後も、引き続き、水需要に応じた適切な施設統合等について検討を進めます。

また、老朽施設の更新、施設の耐震化については、アセットマネジメント手法を導入し、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化を図り、中長期的観点に立った計画的な事業運営を図ります。

### (5) 組織の見通し

上下水道課は、水道事業及び下水道事業の効率的な運営に資することを目的として、平成20年度に水道課と下水道課を統合し、設置されました。

また、簡易水道事業と下水道事業は、平成25年度から地方公営企業法の適用を行い、水道会計と下水道会計の2つの公営企業の運営を行っています。

今後の給水人口の減少、有収水量の減少に伴い、経営が厳しくなることが予想されるため、事業の効率的な運営と公共性及び企業性の発揮に努め、経営改善を図る必要がありますが、水道技術の継承や蓄積、危機管理力の確保の観点から、今後10ヶ年程度は、現状の職員数が必要であると考えます。

なお、民間活力の導入、近隣の事業者との多様な形態の広域連携の可能性について研究する中で、より効率的な事業運営が図られるよう努めていきます。

## 3. 経営の基本方針

水道事業は、町民生活や産業経済活動を支える重要なライフラインであり、長期的に安定した事業運営を進めるためには、経営基盤の強化による経営の健全化が重要である。

については、次の事項を本計画における経営の基本方針とし、安全で安心して使っていただける良質の水道水を安定的に供給するとともに、持続可能な健全経営を目指します。

#### 【水道の運営基盤の強化】

脆弱な経営体の簡易水道・小規模水道が多いことから、統合等による維持管理施設の削減、経営の効率化による経営基盤の強化を図るため、平成23年度から守柄簡易水道及び長井簡易水道の一部(加鹿野地区)を上水道に統合、村岡中区簡易水道においては、日影浄水場の廃止、小代簡易水道においては、取水場所の変更を実施しています。

今後も、引き続き、水需要に応じた適切な施設統合等について検討を進めます。

また、老朽施設の更新、施設の耐震化については、アセットマネジメント手法を導入し、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化を図り、中長期的観点に立った計画的な事業運営を図ります。

なお、事業を行うに当たり多額の財源が必要となりますが、企業債残高は増加傾向にあることと、今後の水需要の予測から料金収入は減少することから、水道料金の見直しを実施することとします。

#### 【安全で安定した水の供給】

水が安全で安定的に供給されることは、町民生活や産業活動にとって、欠くことができないことから、老朽化等により機能低下が懸念される施設の計画的な更新、また、地震などの自然災害や水質事故等に備えた危機管理対策、水源水質の変化や水質基準の見直しに対応した施設の運転・維持管理体制及び水質管理体制を強化するなど、信頼性の高い事業運営を行います。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	【目 標】有 収 率:88.0% (H27:81.5%) 【取 組】簡易水道区域の有収率が低いことから、効率的な漏水調査と修繕を実施し、有収率の向上を図る。
-----	---

##### 【考え方】

今後10年間は、安全安心な水を安定的に供給するための耐塩素性病原生物対策(クリプト対策)、将来にわたって持続可能な水道事業を展開していくため、配水池など老朽施設の長寿命化、人口集中地区の耐震対策、緊急度の高い老朽管更新を中心に投資を行います。

その後、老朽施設の更新、施設の長寿命化、耐震化について、アセットマネジメント手法を導入し、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化を図り、中長期的観点に立った計画的な投資を行います。

##### 【主な取り組み事項】

- ・統合整備が完了したことにより、守柄取水場、守柄配水池の施設撤去を実施する。(H29～R1)
- ・訓谷系・御崎系・長井系・粗岡系・用野系・土生系のクリプト対策のため、新水源、ろ過機等の整備を実施する。(H29～R8)
- ・香住第一配水池の長寿命化(耐震化)及び災害等緊急時における給水拠点の確保のため緊急遮断弁の設置等を実施する。(R5～R6)
- ・設備の長寿命化を図るため、配水池の修繕事業を実施する。(R4～R8)
- ・老朽化した香住・通玄寺踏切下、三谷地区の配水管等の更新事業を実施する。(H29～R1)
- ・各施設の設備(機械・電気)更新等整備を行う。(H29～R8)
- ・矢田橋の架け替えに伴う橋梁添架配水管の整備を実施する。(H29～R5)
- ・香美町防災計画において避難所として指定されている重要給水施設への配水管で、老朽化が顕著な配水管について耐震化を実施する。(R1～R8)
- ・老朽化した畑配水池について、耐震化による改築を実施する。(R1～R3)

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	【目 標】経常収支比率:91.5% (H27:82.7%) 【取 組】純損益の黒字化は使用者負担の大きさなどから困難なことから、計画期間内においては、現金収支における収支均衡を目標とする。
-----	---

##### 【料金収入に関する事項】

有収水量の減少に伴い、料金収入についても減少傾向が続き、現行料金体系のままでは令和4年度に内部留保資金残高がマイナスとなることから、料金改定を行う必要がある状況である。

当初は、令和2年度の料金改定を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、改定時期を令和4年度に延期することとしている。

料金改定にあたっては、料金改定にかかる財政計画の期間を5年間(R4～R8年度)とし、累積の資金不足額を充足するために必要となる財源を確保する観点から改定額を算定することとしており、使用者の負担増に配慮して、一般会計基準外繰入金を繰入したうえで、料金改定額の算定を行うこととしている。

なお、改正後についても、収支計画の策定、検証、見直しを行い、必要に応じて適宜料金改定を行うこととする。

##### 【企業債に関する事項】

建設改良費の財源については、これまでと同様に、補助事業を最大限活用することとしますが、以前からの企業債に大きく依存した経営体質の改善は困難であり、計画期間内の企業債充当率は100%で計画している。

##### 【繰入金に関する事項】

一般会計繰入金(基準内分)については、国の繰出基準に基づいて算出したうえで、財政課と協議を行い、所要額を計上している。

一般会計繰入金(基準外分)については、次のとおり計上している。

○平成28年度まで簡易水道会計分について基準内分を収入しても、なお、現金による(資金移動を伴わない科目を除く)収支が均衡するために必要となる資金を計上

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、4カ月間の基本料金減免相当額(R2)、料金改定を令和4年度に延期することの影響額(R3)を計上

○令和4年度に実施する料金改定にかかる算定期間中(5年間)の資金不足の累計額に対して、使用者の負担軽減の観点から、財政課と協議を行い所要額を計上

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### 【職員給与費に関する事項】

職員の異動等を考慮したうえで推計を行い、所要額を計上している。

##### 【動力費に関する事項】

水需要の予測により配水量の減少が見込まれることなどから、年0.7%の減少を見込んでいる。

##### 【修繕費に関する事項】

経年劣化により、機器等の修繕費増嵩が予想されるが、予防保全に努めることで、修繕費を抑制したいと考えている。

機械電気設備については、運転時間を監視しながら、定期点検、オーバーホールを行い、耐用年数の延命化、修繕費の軽減に努めることとし、年0.7%の減少を見込んでいる。

##### 【委託費に関する事項】

次の業務について、民間委託を実施する。

計装機器簡易点検業務、ポンプ設備保守点検業務、浄水場機械設備点検業務、水道施設巡回業務(薬品補充含む)、除草業務、異常時緊急対応業務、沈砂池等清掃業務、水質試験採水及び搬入業務、量水器取替業務 等

##### 【その他】

水質検査手数料、検針手数料、料金システム及び会計システムのリース料 等を計上している。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

**① 投資について検討状況等**

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	これまで、可能な範囲で業務の効率化を図ってきたが、今後も、効率化が可能な範囲とその効果を検討し、業務の効率化を継続して推進していく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現状において統合・廃止が可能と考えられる施設については、平成30年度に事業が完了する。 その他の施設については、地給水区域が山間部の谷間に点在するなど理的・地形的条件から、多額の費用が必要となることから、難しいと考えている。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	令和10年以降に訪れる施設更新時において、水需要に応じた施設規模での更新を行う。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	アセットマネジメントにおいて、更新基準を法定耐用年数の1.5倍とし、10年毎に投資の平準化を図る。
広域化	平成29年度に町内の水道事業を一つに統合する。今後、近隣市町との業務の共同委託について、検討を進める。
その他の取組	

**② 財源について検討状況等**

料 金	世代間の負担公平性に留意しつつ、水道施設等の健全性を確保するために必要な財源の確保を図るため、中長期的な財源試算のもと、適正な料金水準について検討を進める。 令和4年度に実施を予定している料金改定をもってなお、純損益は赤字のままとなっているため、令和9年度以降も料金改定にかかる財政計画期間を5年間として、料金改定を検討することとする。
企業債	現状では、充当率100%で計画しているところですが、令和9年以降、施設更新に多額の費用が必要となり企業債充当率100%を継続すると、企業債残高が増加し将来世代に負担をさせることとなることから、企業債以外での財源確保が必要となる。
繰入金	令和4年度に実施を予定している料金改定に合わせて一般会計基準外繰入金を計上しているが、純損益は赤字のままとなっているため、令和9年度以降も財政課と調整を図り、基準外繰入金について検討する。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	
その他の取組	

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

**③ 投資以外の経費についての検討状況等**

委託料	水道施設の運転管理については、仕様規定による民間委託により実施しているところであるが、今後、包括的民間委託の導入について検討を進めることで、本町の水道施設の運転管理に有効な手法を選択する予定である。 料金徴収業務について、今後、収納率の向上、経費削減の観点から民間委託について検討を進める。
修繕費	
動力費	
職員給与費	課の統合により効率的な運営、人件費の削減を図ってきたが、日常の適正管理による施設の長寿命化、水道技術の継承や蓄積、危機管理力の確保等、現状の人員確保は必要と考えている。
その他の取組	

**5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	当該計画の進捗管理や事後検証を適切に行い、その結果等について、香美町公営企業審議会に報告し、見直し等が必要な場合は、各種項目について精査したうえで、当該計画の更新を行う。
---------------------	---